

○東京藝術大学大学美術館特別展企画会議内規

〔平成13年3月27日〕  
制 定  
改正 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京藝術大学大学美術館規則第3条の2第2項の規定に基づき、東京藝術大学大学美術館特別展企画会議（以下「企画会議」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 企画会議は、大学美術館の特別展等の企画・運営に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 企画会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長のうち1人
- (3) 美術学部長
- (4) 大学美術館長
- (5) 大学美術館副館長
- (6) 大学美術館の教授
- (7) 事務局長

(議長)

第4条 企画会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、企画会議の会務を掌理する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名した者がその職務を代行する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、大学美術館事務部において処理する。

附 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。